

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

那須烏山市監査告示第 2 号

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

那須烏山市監査委員 瀧 田 晴 夫

那須烏山市監査委員 相 馬 正 典

令和５年度財政援助団体等監査結果報告書

第１ 監査の基準

那須烏山市監査基準（令和２年４月１日施行）に準拠

第２ 監査の種類

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づく監査

第３ 監査の対象

- １ 援助団体 那須烏山市スポーツ協会
- ２ 所 管 課 生涯学習課

第４ 監査の実施日及び場所

令和５年１０月２３日（月） 那須烏山市役所南那須庁舎３階第一委員会室

第５ 監査の着眼点及び実施内容

令和４年度那須烏山市スポーツ協会補助金に係る出納その他の事務が、関係法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、援助団体及び所管課から提出された資料及び関係書類等により、疑問点等は関係職員に質疑で確認しながら監査を実施した。

第６ 監査結果の区分

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項については、次のとおり区分する。

１ 勧告事項

- (１) 法令、条例、規則等に違反しているもので、市の行財政運営又は市民生活に重大な影響を及ぼすもの
- (２) その他、勧告事項とする必要があると認められるもの

２ 指摘事項

- (１) 法令、条例、規則等に違反しているもの
- (２) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善を要するもの
- (３) その他、指摘事項とする必要があると認められるもの

３ 注意事項

- (１) 指摘事項に該当するもののうち、比較的軽易なもの

第７ 監査の結果

監査の範囲内においては、概ね適正に処理されていると認められたため、是正又は改善が必要であると認められる事項はなし。

なお、軽易な誤り等については、その都度口頭で改善を求めた。